

職業紹介における返金規定

令和 5 年 10 月 1 日
有限会社メディビス

サービスの内容

弊社の職業紹介サービスは、企業からの求人依頼に対して、その依頼内容を理解した上でこれに沿うと判断した人材（以下「候補者」という。）を企業に紹介し、候補者が入社等（企業と候補者とが雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結、候補者が企業）の業務を開始できるよう職業紹介の斡旋業務を行う。

候補者退職時の返金規定

候補者の入社の日から 3 ヶ月未満に、企業と候補者との間で締結した雇用契約等が終了した場合（雇用契約等の契約期間が当初から 3 ヶ月未満の場合は、当該雇用契約等の目的が達成されずに終了した場合に限る。）、企業は、直ちに弊社に対して企業の候補者の雇用契約等が終了したことおよび終了理由を証する書面を提出し、弊社は以下の規定のとおり企業に対して返金する。

勤続月数	返還する報酬の割合
1 ヶ月未満	80%
3 カ月未満	50%
3 ヶ月以上	0%

※利息は発生しないものとする。